

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 10 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380215

研究課題名(和文) アセアンにおける人権規範促進の実証分析—競合、協調、共感の3つの視点から

研究課題名(英文) Empirical Analysis of Human Right Norms in ASEAN - Three views on Competition, Cooperation and Empathy

研究代表者

重政 公一 (SHIGEMASA, Kimikazu)

関西学院大学・国際学部・教授

研究者番号：20362600

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：アセアン(東南アジア諸国連合)における2009年のASEAN政府間人権委員会(AICHR)設立以降の人権規範、保護の促進とその限界について、アセアン域内のマルチ・トラックアクターを通じた分析をオーラル・ヒストリー形式の聞き取り調査を用いて行った。マルチ・トラックアクターとは政府間機関(トラック1)、シンクタンクなどのトラック2、そして市民社会アクターが構成するトラック3のチャンネルとその相互作用を意味する。AICHRが掲げ始めてからの最も重要な成果とされるアセアン人権宣言の策定とその問題点についてこうしたアクターの相互作用の分析を行った。

研究成果の概要(英文)：The focus of this study is placed on the ASEAN (Association of Southeast Nations) human rights norms and protection through its new body AICHR (ASEAN Intergovernmental Commission on Human Rights). Human rights necessitates its promotion and protection of every people in ASEAN. AICHR, up to its second terms, has made a significant result - the making of ASEAN Human Rights Declaration. This study traces the origin, drafting process and negotiating phase of this Declaration by examining the multi-track actors involved, using oral history style interview method.

研究分野：国際関係論

キーワード：アセアン アセアン政府間人権委員会 アセアン人権宣言 マルチ・トラックアクター 市民社会アクター

1. 研究開始当初の背景

アセアン憲章第 14 条に規定された取極めに則ってアセアン(東南アジア諸国連合)は 2009 年に政府間人権委員会(AICHR)を設立した。AICHR はその委任事項でアセアン内の最も重要な人権分野の機関とされ、ここでの人権をめぐる理念、アイデア、政策、意思決定がアセアンの人権政策の今後の方向性を決めることになる。

このため、アセアン憲章から AICHR 設立に至るまでの政治過程をトラック 2(アセアン戦略問題研究所群)とトラック 3(市民社会アクター)との競合(人権規範の促進、保護)をめぐるたたかいと協調(同分野の協働行為)を分析した。アセアンの会議外交では、トラック 1 チャンネルとトラック 2 チャンネルが注目されてきた。

トラック 1 チャンネルは国家中心적であり、エリート文化の産物でもある。長く権威独裁体制をもつ国が多くを占めたアセアンでは、人権や民主化は前向きに取り挙げられてこなかった。他国の人権や民主化に対して発言することは内政干渉につながり、また自国内で人権や民主化について推進すれば政権に対する脅威となる可能性が高かったためである。一方で、トラック 2 チャンネルは非政府間組織ではあるが、政府の「目」や「耳」を代弁する場合もあれば、一般大衆、特に市民社会側と共同歩調をとり共にたたかう場合もある。

アセアンのトラック 1 機構である外相会談が初めて人権について言及したのは 1993 年である。しかし 2007 年のアセアン憲章、2009 年の AICHR 設立までギャップがあった。この間、東南アジア地域において人権に対する「閉ざされた空間」をこじ開けようとしてきたのは、トラック 3 アクターであった。トラック 3 アクターはしかしながら、トラック 1 への接触方法、有効なアドボカシーの経験に欠けていた。ここにトラック 2 であるアセアン戦略問題研究所群が、アセアン市民会議(ASEAN Peoples Assembly)を立ち上げ、2000 年代にトラック 1 とトラック 3 との橋渡しを試みてきた。

このアセアン市民会議を分析することで多様なアクターの関与、アセアン戦略問題研究所群の意図が明らかになった。研究代表者は、2000 年から 2007 年まで開催された会議の記録や関係者からの聞き取り調査だけではなく、多主体からなるマルチ・トラックアクターの行為を理論的に捉えようと試みた。人権規範の伝播と受容をめぐる過程にたたかいと協調の視点を分析し、こうしたトラック 2 とトラック 3 との競合と協働の視野を水平対話の分析枠組みを活用し、トラック 1 であるアセアンに人権政策が進展し、人権をもはやタブー視しない変化を考察してきた。

しかし、加盟国間で人権、民主化規範の受容が異なり、その対応について AICHR の成果であるとされるアセアン人権宣言策定を

めぐる政治過程を実証的に分析することでこの差異の原因を探求しようとした。

2. 研究の目的

これまで研究代表者はアセアン事務局、AICHR 政府代表やアセアン加盟国の政府、官僚機構というトラック 1、アセアン戦略問題研究所群というトラック 2、さらに個別のイシューでアドボカシー活動を展開する市民社会アクターというトラック 3 の民主化、人権規範の伝播と受容をめぐる相克について AICHR 設立とその AICHR に関係した諸問題について考察してきた。

人権規範や民主化に対してもっとも明確な推進の意図を思ったアセアン内のアクターは非国家的アクターである、トラック 2 とトラック 3 アクターであった。研究代表者のこれまでの研究対象の時間の幅は 1993 年から 2009 年までであったが、本研究は 2009 年以降のこうした人権規範の伝播、受容をめぐる相克について AICHR メンバーの第二期が終了する 2015 年までを取り挙げて、これまでの研究調査を深化されることを意図した。

たたかい(競合)と協調に加えて、これまでの多主体をめぐるマルチ・トラック間の関係性にはもうひとつ共感という視点が重要ではないかと考え、マルチ・トラックアクターの関係性を下の表のように捉えた。

トラック 1 : 不承不承ながら人権を進める政府間機構
トラック 2 : トラック 1 とトラック 3 への橋渡し
トラック 3 : トラック 1 への批判的、建設的関与、トラック 2 への競合的協調 「共感」値を高める、それとも競合か?

2015 年までのアセアン人権規範促進の実証分析でこうしたマルチ・トラックアクター間の関係性やたたかい、協調、共感を導入しもっとも具体的な事例である 2012 年に調印された「アセアン人権宣言」、「アセアン人権宣言採択に関するブノンペン宣言」を取り挙げた。アセアン人権宣言の履行は本研究内の時間内では研究調査が及ばず、今後の研究課題となった。本研究ではアセアン人権宣言採択に至るまでの政治過程を中心に分析を行った。

アセアン人権宣言の事例ではアセアン加盟国間で妥協の文書とみなされる同宣言の策定過程から他のトラックとの接触を経て、たたかい、協調、そして共感へと人権宣言の内容のどこがどのように変化してきたのかを実証的に捉えた。

このため国際人権規範(世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規

約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、発展する権利など)に依拠し、トラック1、トラック2、トラック3の中心的なアクターをアセアン人権宣言策定のなかで何を主張し、何を拒んでいるか、そして何が問題となり妥協へと至ったのかを明らかにした。

3. 研究の方法

本研究ではアセアン加盟国のなかで人権、民主化に躊躇しているカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムのいわゆる CLMV 諸国を一つのグループ、インドネシア、フィリピン、タイという人権規範推進国を一つのグループに、さらにマレーシア、シンガポールをこれらの中間国に分類し、トラック3アクターをこれらの政府間組織と競合、協調する存在と位置付けた。マルチ・トラックアクターのなかで中心となる人物、団体、組織(とりわけその代表者)を抽出し、こうしたアクターから以下の4点について現地での聞き取り調査、提供された資料、公刊されてオープンアクセス可能になっている文書、資料をもとに分析を行った。

(1)トラック1の間でアセアン人権宣言のドラフト策定から AICHR での交渉、アセアン外相会議、アセアン高級官僚会議での討議内容、その後の修正(アセアン人権宣言採択に関するプノンペン宣言付与)についての聞き取り調査と分析

(2)トラック2でアセアン憲章とは異なり、アセアン人権宣言にどのような考え、意見を持っているか、また他のトラックへのこの人権宣言への関わりの調査

(3)個々のトラック3アクターへの個別の聞き取り調査と年次開催のアセアン市民社会会議(ASEAN Civil Society Conference)への出席を通じて、こうした市民社会アクターの意見表明と異議申し立ての調査、さらにアセアン市民社会会議における研究者代表との意見交換(2012年プノンペン、2014年ヤンゴン、2015年クアラルンプール)

(4)トラック1からトラック3までの総体的な鳥瞰図をアセアン人権宣言のなかで位置付けを行い、相互の関連性の分析を行うことで、たたかい、協調、共感の3つの視座が入れ子のような状態で偏在すること

実証分野を見る上で本研究では NGO、市民社会アクターのアドボカシーの内容分析(出版物、ホームページ双方、実際のワークショップ会合のアーカイブ精査)とオーラル・インタビューを活用した。

特に後者はオーラル・ヒストリーの手法をもとに行った。このオーラル・インタビュー

は様々な年次で質問を内容を変えて行った。オーラル・ヒストリーの構成は一度の機会ですべてを網羅することは時間的な制約もあり困難であったため、必要に応じて次年度も継続して研究期間の範囲内でこの調査を行った。

この調査で関与した主なアクターは、AICHR 政府代表(インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、カンボジア、ミャンマー)、インドネシア外務省、タイ外務省、アセアン事務局、ミャンマー国家人権委員会、インドネシア国際戦略問題研究所、フォーラム・アジア、Working Group for an ASEAN Human Rights Mechanism、Human Rights Working Group、Cambodian Institute for Cooperation and Peace、Cambodian Human Rights and Development Association (ADHOC)、SILAKA、Equality Myanmar などであった。

4. 研究成果

研究代表者とこうしたマルチ・トラックアクターとの人的な交流で、今後の研究への協力体制を維持、強化できたことが形には表れない成果の一つである。こうしたトラック毎に形成されたネットワークは今後のアセアンの人権、民主化を考察する研究にも不可欠な要素であると思われる。

アセアン人権宣言とその後の課題について研究代表者の半年間の在外研究期間が本研究期間と重なり、東南アジアへの研究調査が物理的に難しくなったが、当初の計画を若干変更して研究を遂行した。当初の計画ではアセアン加盟国内で国内人権委員会をもつ国において、持たない国への設立の働きかけを調査するつもりであった。

これに代わって在外期間でミャンマー出身の研究者、ミャンマー外務省からの講演者と交流ができたことから、当初の計画を修正し、ミャンマーにおける少数民族の人権保護について研究の開始を加えることになった。特にロヒンギャ民族におけるこうした人権被害と内政不干渉を超える原則(保護する責任の適用の可能性)との関係について新たな考察をおこない、発表論文の下地を作っている。

アセアン人権宣言については、研究調査を踏まえて、アジア政経学会の年次大会における報告を行った。また同報告ペーパーはその後、若干の修正を行い、共編著に収録され出版した。

こうしたマルチ・トラックアクターの関係性を分析するなかで、アセアンとパートナーシップを通じた共感(共通の目的遂行に向けた感情移入)を促進するアドボカシーが最も効果的であることが明らかになった。特にアセアンのトラック1の見方では、アドボカシーという単なる「否定」では効果が生じず、「批判」であっても、建設的な批判であれ

ばアセアンとの対話におけるスペースは開かれることも明らかになった。

これはアセアン人権宣言策定におけるアセアンとの対話における非国家的アクターのなかでアセアン側がどのアクターを交渉当事者とするか、交渉の場にどのようにこうしたアクターを関与させるかの接触方法（インターフェース）をこれら一連の策定に対するアドボカシーから行ってきた市民社会アクターに年次を重ねて聞き取り調査を敢行したことで浮き彫りにできた。

アセアン人権宣言に関する研究以外でもAICHR や関連したアセアンにおける民主化についても招待講演を依頼され報告活動を行った。（マレーシア：クララルンプール、インドネシア：ジャカルタ、および広島大学）

アクター間の相互接触はいわば行為主体ベースの考察であるが、アセアンと域外国（とりわけ人権規範や民主化にむけて影響力を及ぼしているヨーロッパ連合やアメリカ）などとの構造的な構図も考慮に入れる必要があると考えるようになった。

人権規範、民主化にむけてアセアンでは新しい課題がどのように構造的影響を受けて、アセアン加盟国間のマルチ・トラックアクターへ伝播されるのか、また伝播にむけた阻害要因とはなにかを「文化変容」を鍵概念として単著の執筆に至っている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 4 件)

Kimikazu Shigemasa, "Maritime Security Governance for Japan and ASEAN in East Asia" Centre for International and Strategic Studies, 2015 年 2 月 3 日、ジャカルタ、インドネシア

Kimikazu Shigemasa, "ASEAN's Evolving Human Rights Mechanism: from a System to a Regime?" The 271st IDEC Seminar Graduate School of International Development and Cooperation, Hiroshima University, 2014 年 6 月 20 日、広島

重政公一「アセアン人権宣言策定の政治過程-AICHR と市民社会との相克」アジア政経学会全国大会、2014 年 5 月 31 日、慶應義塾大学湘南キャンパス、藤沢

Kimikazu Shigemasa, "Safety Community Building through Horizontal Dialogue by Multi-track Actors: A Paradigmatic Shift for a People-oriented ASEAN and Japan" Malaysian Foreign Study Group, 2013 年 7 月 1 日、マレーシア外務省旧館、クアラルン

プール、マレーシア

〔図書〕(計 3 件)

重政公一 他 『国際関係理論第二版』勁草書房、2015、399 (326~357)

重政公一 他 『安全保障論-黒澤満先生古稀記念』信山社、2015、648 (425~455)

Kimikazu Shigemasa 他 Human Rights and Peace in Southeast Asia Series 2 :Defying the Impasse, Southeast Asian Human Rights Studies Network, 2013, 188 (89~112)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

重政 公一 (SHIGEMASA, Kimikazu)

関西学院大学・国際学部・教授

研究者番号：20362600

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：